

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
(社)酪農ヘルパー全国協会	平成23年度酪農経営安定対策補完事業(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)	4,267,364		2012/5/10		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成23年度国産畜産物安心確保等支援事業(産業動物獣医師修学資金給付事業)	509,406		2012/5/10		特社	国所管
(社)家畜改良事業団	平成23年度国産畜産物安心確保等支援事業(家畜個体識別システム定着化事業)	44,186,628		2012/5/10		特社	国所管
(社)日本養鶏協会	平成23年度家畜防疫互助基金造成等支援事業(地方推進事業)	4,344,881		2012/5/10		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成23年度畜産特別支援資金融通事業(家畜疾病経営維持資金)	9,946,526		2012/5/21		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成23年度畜産特別支援資金融通事業(家畜飼料特別支援資金)	105,654,949		2012/5/21		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成23年度畜産特別支援資金融通事業(大家畜・養豚特別支援資金)	126,230,650		2012/5/21		特社	国所管
(社)日本家畜商協会	平成23年度肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛導入保証支援事業)	10,887,955		2012/5/21		特社	国所管
(社)日本食肉市場卸売協会	平成23年度食肉流通改善合理化支援事業(食肉卸売市場機能強化事業)	16,153,216		2012/5/21		特社	国所管
(社)日本食鳥協会	平成23年度国産畜産物安心確保等支援事業(緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業)	5,570,518		2012/5/21		特社	国所管
(社)日本畜産副産物協会	平成23年度畜産副産物適正処分等推進事業(肉骨粉適正処分対策事業)	1,074,363,000		2012/5/21		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成23年度肉用牛経営安定対策補完事業(大規模公共牧場肉用牛資源供給拡大対策事業)	895,414		2012/5/21		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成23年度国産畜産物安心確保等支援事業(家畜排せつ物利活用推進事業)	7,203,332		2012/5/21		特社	国所管
(財)日本食肉消費総合センター	平成23年度国産畜産物安心確保等支援事業(緊急時食肉安全性等情報提供事業)	4,391,465		2012/5/25		特財	国所管
(社)日本畜産副産物協会	平成23年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)	205,971,889		2012/5/25		特社	国所管

(社)日本畜産副産物協会	平成23年度畜産副産物適正処分等推進事業(畜産副産物需給安定推進事業)	15,459,083		2012/5/30		特社	国所管
(社)日本畜産副産物協会	平成24年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)	14,624,642		2012/5/30		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成23年度家畜防疫互助基金造成等支援事業(中央推進事業)	8,194,000		2012/5/31		特社	国所管
(社)全国肉用牛振興基金協会	平成23年度肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛生産基盤強化等対策事業)	13,354,664		2012/6/11		特社	国所管
(社)酪農ヘルパー全国協会	平成24年度酪農経営安定対策補完事業(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)	3,415,000		2012/6/20		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成24年度畜産特別支援資金融通事業(家畜疾病経営維持資金融通事業)	55,611,533		2012/6/29		特社	国所管
(社)日本畜産副産物協会	平成24年度畜産副産物適正処分等推進事業(肉骨粉適正処分対策事業)	324,154,274		2012/6/29		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成24年度畜産特別支援資金融通事業(大家畜・養豚特別支援資金)	99,725,590		2012/6/29		特社	国所管
(社)中央畜産会	平成24年度畜産特別支援資金融通事業(家畜飼料特別支援資金)	893,135,045		2012/6/29		特社	国所管

3,048,251,024

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。